

# 清水町 新型コロナウイルスワクチン接種実施計画

[ 追加接種版（3回目接種） ]

令和3年12月1日

北海道清水町 保健福祉課 健康推進係



※本資料は、現時点の計画内容であり、今後、  
国の通知、事業の検討・調整状況により、  
内容を変更する場合があります。

# 1. 清水町の接種について

- 1、2回目接種と同様に、**集団接種**と**個別接種**を**組み合わせ**て接種を行う。
- **集団接種**は、
  - ・ 清水赤十字病院の協力のもと実施
  - ・ 日曜日に開設
  - ・ 会場は保健福祉センターのふれあいホール
- **個別接種**は、
  - ・ 清水地区は前田クリニック、だい内科医院にて実施
  - ・ 御影地区は御影診療所にて実施
  - ・ 平日の午後に実施（一部土曜日も予定）
- **3回目追加接種の予約**は、**集団接種**・**個別接種**ともに基本、**コールセンター**（町設置）が**受付**をする。

## 2. 接種対象者について

3回目接種対象者：**7,408人**（令和3年11月14日現在）

2回目接種完了者のうち**概ね8か月以上経過した方**

2回目接種月	追加接種月	対象人数	備考
R3年4月	R3年12月	96人	R3年度 5,023人
R3年5月	R4年1月	329人	
R3年6月	R4年2月	2,594人	
R3年7月	R4年3月	2,004人	
R3年8月	R4年4月	1,614人	R4年度 2,385人
R3年9月	R4年5月	529人	
R3年10月以降	R4年6月以降	242人	
合計		7,408人	

※対象人数には18歳未満を含む

### 3. 接種体制について

○ 3 回目の接種は、2 回目接種完了から概ね 8 か月以上を経過した方（18 歳以上）からの接種となります。

- ・ 1、2 回目接種の時のような優先接種の順位はありません。
- ・ 医療従事者から接種を開始したため、3 回目接種開始も医療従事者からになります。
- ・ 令和 3 年 1 2 月上旬から接種を開始できるような体制整備を図ります。
- ・ 高齢者接種は、令和 4 年 1 月から実施予定。ただし、1、2 回目接種が高齢者施設から開始していることから、施設入所の方から 3 回目接種となります。高齢者施設の入所者へは、1、2 回目接種と同様に巡回接種となります。
- ・ 使用するワクチンは、ファイザー社または武田/モデルナ社の予定です。

# 4. ワクチン接種スケジュール(予定)について

	R3.12月			R4.1月			R4.2月			R4.3月			R4.4月			R4.5月			R4.6月			R4.7月		
	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬
2回目の接種を 4月に完了した方	接種開始 (医療従事者)																							
2回目の接種を 5月に完了した方		送	予	接																				
2回目の接種を 6月に完了した方			送	予	接																			
2回目の接種を 7月に完了した方				送	予	接																		
2回目の接種を 8月に完了した方					送	予	接																	
2回目の接種を 9月に完了した方						送	予	接																
2回目の接種を 10月以降に完了した方							送	予	接															

**送** 接種券一体型予診票 送付

**予** 予約 開始

**接** 接種 開始

## 5. 事前周知から接種までの流れ

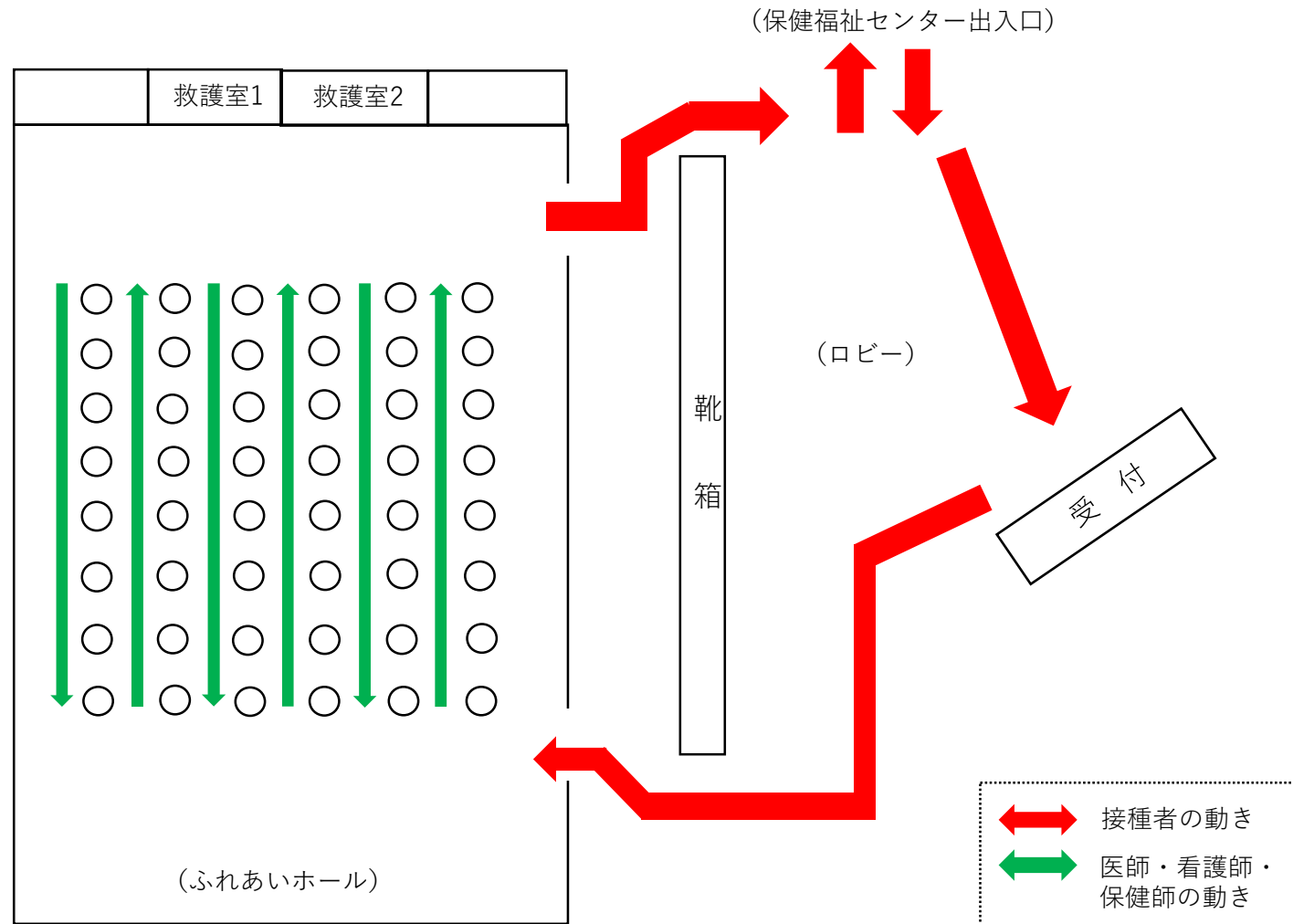
1. 事前周知	町広報紙、町ホームページ、防災無線、新聞折込等で町民に周知
2. 接種券等の発行	接種券一体型予診票の送付時にお知らせ等を同封し、対象者に個別送付
3. 接種会場 予約方法の周知	個別通知、「コロナワクチンナビ（V-SYS）」、町ホームページ等で対象者に周知
4. 予約開始	集団接種・個別接種ともに予約専用電話、WEB予約システム
5. 接種	予約した日時・会場にて接種

# 6. ワクチン接種について(集団接種イメージ)

## 【当日の流れ】

- ①受付・記録
- ②検温・予診票記入確認
- ③予診・問診
- ④接種
- ⑤接種済証発行
- ⑥接種後状態確認

接種者は、入口で受付後に靴を脱いでから「ふれあいホール」に入り、着席後、席から移動せず、医師・看護師・保健師が各席を移動し、確認・予診・問診・接種・状態確認を行う。



# 7. ワクチン接種について(個別接種の流れ)

## 医療機関

【ワクチン接種施設】

⑤予約数の確認

⑦冷蔵で保存

⑧接種

⑨接種実績の報告

⑩接種履歴の入力

④予約数を医療機関に報告

⑥ワクチンを配送

予診票を基にシステム(VRS)に入力

## 清水町

【ワクチン保管施設】

①ワクチンを発注

②ワクチンの保管

③接種予約を受付



## 8. ワクチンロス対策について

- ワクチンの取扱い上の注意（使い切る期間など）については、資料等を作成し、各医療機関に周知徹底をする。
- 個別接種となる診療所等には、バイアル（瓶）ごとの接種回数の端数など、接種されないままとなるワクチンが発生しないよう、接種は予約制とする。
- 1バイアル6回分なので、1日の予約数は6の倍数とする。【ファイザー社】  
1バイアル15回分なので、1日の予約数は15の倍数とする。【武田/モデルナ社】

## 9. 副反応・健康被害救済制度について

### ○副反応について（ファイザー社）

- ・接種が進められている新型コロナワクチンは、非常に高い効果がありますが、接種後体内で新型コロナウイルスに対する免疫ができる過程で、様々な症状が現れることがあります。

発現割合	症 状
50%以上	接種部位の痛み、疲労、頭痛
10～50%	筋肉痛、悪寒、下痢、発熱、接種部位の腫れ
1～10%	吐き気、嘔吐

こうした症状の大部分は、接種の翌日をピークに発現することが多いですが、数日以内に回復していきます。

### ○接種した日の注意点

- ・当日接種会場で、ワクチンを接種した後は15分以上は接種会場で座って様子を見てください。
- ・過去にアナフィラキシーを含む、重いアレルギー症状を起こしたことがある方などは、30分ほどお待ちいただくことがあります。
- ・激しい運動は控えてください。
- ・接種部位は清潔に保ちましょう。当日の入浴は問題ありませんが、注射した部位は強くこすらないようにしてください。

## ○健康被害救済制度

- ・ 予防接種の副反応による健康被害は、極めて稀ですが、不可避免的に生ずるものですので、接種に係る過失の有無にかかわらず、予防接種と健康被害との因果関係が認定された方を迅速に救済するものです。
- ・ 予防接種法に基づく予防接種を受けた方に健康被害が生じた場合、その健康被害が接種を受けたことによるものであると厚生労働大臣が認定したときは、市町村により給付が行われます。
- ・ 申請に必要な手続き等については、予防接種を受けた市町村になります。（労働大臣の認定にあたっては、第三者により構成される疾病・障害認定審査会により、因果関係に係る審査が行われます。

## ○予防接種健康被害調査委員会

- ・ 町が設置する予防接種健康被害調査委員会は、十勝医師会の推薦する医師、北海道知事が推薦する医師、帯広保健所所長により構成しています。
- ・ 町は、申請があった場合は、内容を調査のうえ、国に進達します。
- ・ 国は、「疾病・障害認定審査会」で審査し、認定又は否認について町に連絡があり、それを受けて町が医療費等の給付・不支給を決定します。

## 9. 相談、広報体制について

- 町民からの問い合わせ・相談については、  
コールセンターを設置し対応する。（12月13日設置予定）
- 町民への周知・広報
  - 広報しみず
  - 清水町ホームページ
  - 防災無線
  - 新聞折込みチラシ